掛川市自然環境の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市自然環境の保全に関する条例(平成18年掛川市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(捕獲等の禁止の適用除外)

- 第2条 条例第7条第2号の規則で定める目的は、次に掲げるものとする。
 - (1) 学術研究の目的
 - (2) 繁殖の目的(次に掲げる目的のために行う繁殖の目的を除く。)
 - ア 指定希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品の譲渡又は引渡し(前 号及び次号から第5号までに掲げる目的のために行う譲渡又は引渡しを除く。)
 - イ 愛がん又は観賞
 - (3) 教育の目的
 - (4) 指定希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的
 - (5) その他指定希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的
- 第3条 条例第7条第3号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。
 - (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
 - (2) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
 - ア 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として 行う行為であって急を要するもの
 - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - (3) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすること。

(保護地区の指定の公告)

- 第4条 条例第8条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項を掲示場に公示して行うものとする。
 - (1) 保護地区の名称
 - (2) 保護地区の指定の区域
 - (3) 保護地区の指定に係る指定希少野生動植物種
 - (4) 保護地区の指定の区域及び指定に係る指定希少野生動植物種の案の縦覧場所
 - (保護地区内における行為の届出)

- 第5条 条例第9条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 行為の種類
 - (3) 行為の目的
 - (4) 行為の場所
 - (5) 行為地及びその付近の状況
 - (6) 行為の施行方法(指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。)
 - (7) 行為の着手及び完了の予定日
- 2 条例第9条第1項の規定による届出は、前項の事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
 - (保護地区内における届出を要しない行為)
- 第6条 条例第9条第3項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの
 - ア 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあっては、改築 後又は増築後において(ア)から(ウ)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限 る。)。
 - (ア) 床面積の合計200平方メートル以下の建築物又は水平投影面積200平方メートル以下の工作物(建築物を除く。)
 - (イ) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであって高さ30メートル以下のもの
 - (ウ) 高さ20メートル以下のダム
 - イ 条例第9条第1項の規定による届出(同条第2項の規定による通知を含む。)を了した行為 又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舎を除く。)を、当該行為に係 る工事敷地内において設置すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであって次に掲げるもの
 - ア 前号アに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において 土地の形質を変更すること。
 - イ 面積が200平方メートルを超えない土地の形質の変更であって、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって、当該行為の行われる土地の面積が200平方 メートルを超えず、かつ、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓することであって面積が200平方メートルを超えないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為
 - イ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為
 - ウ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - エ 測量法(昭和24年法律第188号)第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公 共測量を行うこと。
 - オ 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を設置することを除く。)
- (6) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第6条の規定は、平成19年1月1日から施行する。